

## 令和8年度団体経由産業保健活動推進助成金 Q&A

### Q&A ① 事業主団体等に係る要件について

Q1-1 助成対象となる事業主団体等に該当するためには、構成事業主は最低何者必要になりますか。

A1-1 助成対象となる事業主団体等に該当するためには、最低でも労働者を雇用している構成事業主が3者以上必要になります。

また、手引 P7の確認フロー図でお示ししているとおおり、事業主団体等は「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超えていること」が必要です。

なお、その計算にあたっては、本 Q&A 1-2において、「事業主団体等の構成事業主は労働者を雇用する事業主としていることから、労働者を雇用していない事業主は構成事業主に含めず、分母にも含めないこと」としています。

Q1-2 労働者を雇用していない事業主は、中小企業等の事業主に含まれるでしょうか。また、分母の構成事業主から除外して計算してよいでしょうか。

A1-2 事業主団体等の構成事業主は、労働者を雇用する事業主としていることから、労働者を雇用していない事業主は構成事業主に含めません。また、分母にも含めません。

Q1-3 株式会社、社会福祉法人、学校法人は「事業主団体等」に該当しますか。

A1-3 本助成金は、事業主団体が傘下の構成事業主に対して産業保健サービスを実施する際に助成するものです。傘下の構成事業主が存在しない場合は、助成対象団体である「事業主団体等」に該当しません。

Q1-4 構成事業主が複数の業種を営んでいる場合、日本標準産業分類はどのように記載したらよいでしょうか。

A1-4 様式第1号に記載のある日本標準産業分類については、日本標準産業分類の中分類から、主たる事業の業種を記載してください。主たる事業の考え方は、労働者数、売上高などについて事業全体に占める割合を考慮して、総合的に判断してください。

Q1-5 親会社から出資を受けている子会社について、「資本金の規模」の要件の判断はどうすればよいでしょうか。

A1-5 親会社と子会社が別事業者であれば、親会社の出資等は考慮せず、子会社の資本金のみで判断してください。

Q1-6 既存の会員名簿で中小企業事業主の割合を確認するにあたり、会員名簿に労働者数の記載はあるものの資本金等の記載がない場合、各企業の資本金等の額が確認できる資料を提出する必要はありますか。

A1-6 「事業場名」「所在地」「①常時使用する労働者の数」「②資本金の額又は出資の総額」「③業種(日本標準産業分類の中分類)」の5事項の要件を確認できる場合には、既存の会員名簿等を添付することができます(様式任意)。なお、会員名簿等を添付する場合は、構成事業主にナンバリングをしていただきエクセルでの提出をお願いいたします。

Q1-7 本助成金の対象となる団体の要件のうち、「常時使用する労働者の数」の計上方法を具体的に教えてください。

A1-7 本助成金の「常時使用する労働者」は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)で定める「常時使用する従業員」です。すなわち、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条で定める「予め解雇の予告を必要とする者」となります。

## Q&A ② 助成対象となる産業保健サービスについて

Q2-1 産業保健サービスの提供を行う医師等の専門家派遣の対象は、申請団体の構成事業主に限定されるのでしょうか。

A2-1 本助成金は、申請団体が傘下の構成事業主等に対して行う産業保健サービスの実施に必要な経費について助成するものですので、専門家派遣の対象は構成事業主に限定されます。仮に、構成事業主以外の事業主に対して専門家を派遣した場合、それに要した費用は助成対象外となります。ご注意ください。

Q2-2 共同事業主の代表事業主自らが他の構成事業主に対して産業保健サービスを提供した場合、その費用は助成金の対象となりますか。

A2-2 共同事業主の代表事業主が産業保健サービスを提供した場合は、費用の負担、支払行為が発生しないので、助成対象外となります。事業主団体自身が構成事業主に対して産業保健サービスを実施する場合も同様です。

なお、事業主団体や共同事業主の構成事業主が産業保健サービスを提供する場合については、産業保健サービスの提供にかかる業務が当該者の団体内での業務として規定されていない場合に限り助成対象になりますが、当該構成事業主が雇用している労働者等に対して産業保健サービスを提供することは認められません。

Q2-3 共同事業主の場合、傘下の構成事業主に対してだけでなく、代表事業主自身も産業保健サービスの提供を受けることはできますか。

A2-3 本助成金は、事業主団体等が傘下の構成事業主に対して産業保健サービスを提供する際の実費について助成するものであり、共同事業主の場合、代表事業主を除く事業主が構成事業主に該当します。このため、代表事業主自身は本助成金により産業保健サービスの提供を受ける対象に含まれません。

Q2-4 団体において、隔月ペースで広報誌を発行しており、本事業に係る産業保健サービスの提供に関して当該広報誌に掲載することを検討しています。この時、広

報に係る経費も助成対象になりますか。

A2-4 本助成金は、医師、保健師等への報酬やセミナー等を開催する際の会場借料等、産業保健サービスを提供するのに必要な経費に限定されますので、団体内における周知広報に係る費用については、助成対象外です。

Q2-5 本助成金の助成対象となる産業保健サービスのうち「⑧産業保健スタッフ等による労働者等に対する健康教育研修、事業者及び管理者に対する周知啓発」について、構成事業主の労働者に対して実施する録画動画による研修や、健康教育として教材の配布を行うことは、助成対象となりますか。

A2-5 手引 P10 のとおり、研修等はオンラインによる実施も可能ですが、録画動画の配信等によるオンデマンド研修は対象となりません。研修の一部に録画動画を使用することは構いませんが、視聴後に受講者からの質疑応答に答える等、双方向型で行う必要があります。なお、質疑応答の内容等の証拠書類の提出も求める可能性があります。

また、健康教育に資する教材等を作成する費用は助成対象となりますが、当該資料を労働者等に配布するだけでは、健康教育を実施したことにはなりません。

Q2-6 助成対象となる産業保健サービスのうち、治療と仕事の両立支援を行う対象となる傷病は何ですか。

A2-6 がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病、肝炎、精神障害などの反復・継続して治療が必要となる傷病が対象となります。

Q2-7 本助成金の対象となる産業保健サービスの実施にあたり、地域産業保健センターや産業保健総合支援センターを活用してもよいでしょうか。

A2-7 本助成金は申請団体等が傘下の構成事業主等に対し行う産業保健サービスを実施するために必要な経費について助成するものです。従って、地域産業保健センターや産業保健総合支援センター等の無料のサービスを活用する場合は、本助成金の対象になりません。

Q2-8 本助成金の対象となるサービスを提供する「産業保健スタッフ」又は「産業保健スタッフ等」とは、具体的にどのような資格を有している人が対象になりますか。

A2-8 「産業保健スタッフ」とは、産業医、医師、保健師、看護師、理学療法士、管理栄養士、若しくは精神保健福祉士、公認心理師や産業カウンセラーなど、を指します。また、「産業保健スタッフ等」とは「産業保健スタッフ」に加え、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士などを指します。これら以外の資格を持つ者をサービス提供者とする場合、申請する産業保健サービスの内容によっては助成対象とならない可能性があるため、ご注意ください。

Q2-9 健康教育は、医師、看護師等の有資格者が実施しなければいけないのでしょうか。

A2-9 労働者等に対する健康教育研修、事業者・管理者に対する周知啓発等は、A2-8の有資格者が実施した場合に助成対象となります。

Q2-10 どのような健康教育であれば、本助成金の対象になりますか。

A2-10 具体的な健康教育の内容については、傘下の構成事業主の要望等を踏まえて決定してください。なお、健康教育については録画動画の配信のみ、産業保健に関するリーフレットを送付するのみなど、一方通行で行うものは助成対象となりません。ご注意ください。

Q2-11 本助成金の助成対象となる産業保健サービスのうち「⑧産業保健スタッフ等による労働者等に対する健康教育研修、事業者及び管理者に対する周知啓発」について、1事業場ごとに実施する場合、中小企業以外の構成事業主は助成対象となりますか。

A2-11 本助成金は、中小企業に対する産業保健サービスの提供を目的としています。産業保健サービスの提供を受ける予定の構成事業主に中小企業が含まれていても、本ケースのように中小企業以外の構成事業主だけに実施される産業保健サービスに係る経費については、助成対象外となります。

Q2-12 健康測定（体組成計測や身体機能測定等）に係る費用は助成対象となりますか。

A2-12 申請団体等が健康保持増進目標（健康保持増進計画）を定めており、それに基づく測定であれば、助成対象となります。

なお、申請団体等が健康保持増進目標（健康保持増進計画）を定めていない場合、測定に係る費用は助成対象外ですが、測定結果についての相談に係る費用は、サービス番号⑤の「健康相談対応」として助成対象となる可能性があります。

Q2-13 職場環境改善の一環として、化学物質の管理に係る研修を行う場合、サービス番号⑦として申請可能ですか。

A2-13 研修を実施する場合は、いかなるテーマでもサービス番号⑧以外では申請できません。

Q2-14 窓口を常時開設し、いつでもチャット形式で産業医との面談をできるようにするサービスを実施する場合、サービス番号④として申請可能ですか。

A2-14 相談窓口のようなものを常時開設することにより産業保健サービスを実施する場合、サービス番号⑤以外では申請できません。

Q2-15 オンラインを活用して産業医との面談を実施する場合、サービス番号④として申請可能ですか。

A2-15 安衛法第66条の8等に基づく長時間労働者に対する面接指導または安衛法第66条の10第3項に基づく面接指導を行う場合はサービス番号④としての申請が可能ですが、対面が原則です。オンラインによる医師の面接指導を実施するにあたっては、令和3年3月31日付基発0331第4号「情報通信機器を用いた産業医の職

務の一部実施に関する留意事項等について」等をご参照ください。

### Q&A ③ 産業保健サービス提供に係る費用及び事務費用について

Q3-1 事務費用について具体的に教えてください。

A3-1 申請団体が「団体経由産業保健活動推進助成金交付決定通知書（様式第3号）」の交付決定日以降に、産業保健サービスを実施するにあたっての各種連絡調整等や産業保健サービス実施後の効果検証に係るアンケート等の事務を外部機関（産業保健サービス提供会社を除く）に行わせた場合に支払う費用で、支給申請手続に係る費用も含まれます。

この事務費用に対する助成金額は

- ① 事務費として支払った費用（ただし、産業保健サービス費用の5分の1を超える場合は、産業保健サービス費用の5分の1とします。）、②50万円のうち少ない金額を所定の助成割合によって助成します。

### Q&A ④ 不交付・不支給要件について

Q4-1 「過去1年間に、労働関係法令違反がある。」とありますが、労働関係法令違反とはどのようなことを指すのでしょうか。

A4-1 労働関係法令違反により送検されていること又は行政機関から企業名の公表や認定の取り消しをされていることを指します。

なお、就業規則の作成届出、36協定届出、健康診断の実施などの労働関係法令違反については、是正・改善されてから申請してください。

### Q&A ⑤ 契約・支払いについて

Q5-1 本助成金の交付決定を受ける前に産業保健サービスを提供する事業者と契約を締結してもよいでしょうか。

A5-1 交付決定前に契約をすることに制限はありませんが、本助成金の対象となるのは、交付決定後から事業実施予定期間において提供された産業保健サービスの費用のみとなりますのでご注意ください。

Q5-2 産業保健サービスは年度内に実施する必要がありますか。

A5-2 手引き22ページでお示ししているとおり、助成対象となるのは、事業実施予定期間に支出した費用のみとなります。事業実施予定期間を超えて産業保健サービスを実施することは可能ですが、事業実施予定期間外の取組については助成対象とはなりません。ご注意ください。

Q5-3 申請団体等の構成事業主などが、申請団体等の代理として契約を行った場合や支払いを行った場合、助成金の交付対象となりますか。

A5-3 申請団体等が傘下の構成事業主に対してサービスの提供を行った場合に助成の対象となるため、申請団体等が直接契約を行っていない場合や傘下の構成事業主が支払いを行った場合、領収書、費用の振込記録等により、客観的に事業の実施に要した費用が確認できないため、認められません。

Q5-4 交付申請時に実施するとしていた産業保健サービスの一部を実際には行わなかったのですが、契約の関係で、見積もり時の額を全額支払いました。この費用は助成されるのでしょうか。

A5-4 交付申請時よりも産業保健サービスが限定されて実施された場合、申請団体等が産業保健サービス提供事業者を支払った額に関わらず、実際に行った産業保健サービスに応じて、減額査定を行います。

なお、本件のように当初の事業計画を変更する場合は、「団体経由産業保健活動推進助成金事業実施計画変更申請書」（様式第5号）の提出が必要となります。

Q5-5 本事業に係る支払いについて、いつまでに支払を行わなければいけないのですか。

A5-5 支給申請日までに支払いを行ってください。費用の支出は原則振込払とし、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成対象外となります。なお、助成対象となる費用は、事業実施予定期間内に実施した産業保健サービスに要したものになります。

Q5-6 事業主団体等が傘下の構成事業主に対して産業保健サービスを提供する際に、負担額を徴収することは認められますか。

A5-6 負担額を徴収することは可能です。ただし、負担額の合計金額によって助成金額の計算方法が異なるためご注意ください（詳細は手引き P17～18）。

Q5-7 産業保健サービスに係る経費について、その支払いにあてるため、申請団体等がサービスを受ける構成事業主から費用を受け取り、申請団体等が産業保健サービス提供者へ支払い、助成金受取後、申請団体等が前述の構成事業主へ助成金を渡すという経費負担の流れは認められますか。

A5-7 本ケースの場合、産業保健サービスに係る経費をサービス提供者へ直接支払っているのは申請団体等ですが、実質的に経費を負担しているのはサービスを受ける構成事業主です。定款等で明示されている構成事業主からの会費を原資として、産業保健サービスに係る経費にあてることはよいですが、本ケースのような経費負担の流れは、申請団体等の代わりにサービスを受ける構成事業主が支払っていることと同じで、認められません。なお、構成事業主から負担額を徴収することは認められており、その場合は負担額の合計金額によって助成金額の計算方法が異なりますのでご注意ください（手引き P17～18 参照）。

## Q&A ⑥ 交付申請、見積もりについて

Q6-1 交付決定を受けるための申請書類を提出した後、機構における審査を経て、交付決定通知書を受け取るまでにどの程度かかりますか。

A6-1 交付決定の審査に当たって必要な書類等がすべて揃っている場合は、書類の提出からおおむね1か月以内に、通知書を発行します。ただし、必要とされる書類や記載事項に不備が認められた場合は、審査に必要な内容がすべて揃ってからおおむね1か月以内となります。

Q6-2 交付申請の段階で添付が必要な見積書について、様式や内容の指定はありますか。

A6-2 様式の指定は特にありませんが、①産業保健サービス提供者（医師、保健師等の産業保健スタッフ又は産業保健サービスを提供する事業者名）、②申請団体等の名称、③見積もりを実施した日、④内訳が明確に分かるようにしてください。

内容については、「保健指導一式」「治療と仕事の両立支援業務一式」など大まかな見積もりではなく、実施予定の産業保健サービスごとに、交付対象となる報酬、旅費、会議費、印刷製本費などについて、それぞれ内容、数量、単価、金額などが明確に記載されているものとしてください。

Q6-3 交付申請の際、必要な経費の算出根拠を確認するため見積書を提出する必要があるようですが、1者のみで見積書で構わないでしょうか。

A6-3 1者のみで見積書で差し支えありませんが、申請するサービス番号毎に単価や人数(事業場数、月数)等が分かるものを提出してください。

Q6-4 切手代等、交付申請時に見積書を提出することが困難であるものについては、どのような書類を提出したらよいですか。

A6-4 切手の単価は定額のため、発送数が適切に積算されているかを確認します。また、見積書を提出することが困難な場合には、適切な単価と個数により積算されているかを確認します。事業実施計画に適切な記載をいただくようお願いします。なお、振込手数料は助成対象外です。

Q6-5 助成金の申請金額の算定に当たり、算出の基礎である「助成対象経費」は、消費税込みの金額を記載するのですか。

A6-5 消費税込みの金額を記載してください。

Q6-6 支給要領の第5条第2項の(5)で、交付申請書に添付することとされている書類のうち「その他、機構が必要と認める書類」とは、具体的にどのような書類を指すのでしょうか。

A6-6 具体的には、

- ① 交付申請の際「労働者災害補償保険の適用事業主である」とされているにも関わらず労働保険適用事業場検索で確認できなかった場合に、労災保険の適用事業者であることが確認できる資料の提出を求めます。
- ② 定款等で事業主団体等の活動実績が1年以上であることが確認できなかった場合に、1年以上の活動実績が客観的にわかる資料の提出を求めるなど、個別に審査を行うために必要なものについて、ご提出をお願いすることになります。

## Q&A ⑦ 変更申請について

Q7-1 交付決定内容の変更申請が必要な場合として、助成対象経費が変更になる場合のほかに、具体的にどのような場合がありますか。

A7-1 例えば、以下のようなものが挙げられます。なお、変更承認を受けずに事業内容を変更した場合、助成を受けられないことがありますので、十分に注意してください。

- ・ 傘下の構成事業主に提供する産業保健サービスの内容を変更した場合
- ・ 申請団体等の名称が変更された場合
- ・ 当初契約していた産業保健サービス提供事業者を変更する場合

Q7-2 交付決定内容の変更申請は、助成対象事業の開始後であっても可能ですか。

A7-2 事業開始後の申請も可能です。ただし、変更する事業が開始される前に、変更部分について、機構の承認を受ける必要があります。

Q7-3 セミナー等を複数回開催する内容の事業実施計画を交付決定後、セミナー等の参加予定人数の変動により会場の規模を縮小したい場合、会場費の変更が見込まれる度に変更申請を提出する必要はありますか。

A7-3 事業内容に変更を生じるものではない場合や、経費配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、交付目的の達成に支障がないといった場合は、変更申請を要しない軽微な変更と取り扱いますので、その都度変更申請を提出する必要はありません。

ただし、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、変更申請が必要となります。原則、交付決定した額以下での変更となりますが、やむを得ない事情により増額となる場合は、事前に機構までご相談ください。

Q7-4 交付決定後に経費の増額が見込まれる場合は変更申請が必要となりますか。

A7-4 増額分を自己負担することを了解している場合は、変更申請は不要ですが、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、変更申請が必要となります（ただし、手引 P15～16 の上限額を超えた助成を受けることはできません。）。原則、交付決定した額以下での変更となりますが、やむを得ない事情により増額となる場合は、事前に機構までご相談ください。

また、予算の範囲内で助成金事業を実施するため、申請の受付状況により変更が認められない場合があります。

## Q&A ⑧ 事業の中止／廃止の申請について

Q8-1 事業の中止の申請の後、手続なく事業を再開しても問題ないのでしょうか。

A8-1 一旦事業を「中止」し、再開する場合は、機構宛てに変更申請書を提出し、事業終了予定日などの変更について、承認を受ける必要があります。この際、事業終了予定日は、交付決定を受けた年度と同年度内でなければならず、かつ、支給申請は支給要領第14条第1項に記載された期限（令和8年度の場合、令和9年1月29日）までに行う必要があります。

Q8-2 事業の廃止の申請を行った場合、途中まで行った事業については助成金の対象となりますか。

A8-2 事業を廃止した場合は、途中まで事業を行った場合でも助成金の対象とはなりません。

一部期間について助成対象となる活動を実施しており、当該活動費用について助成を希望する場合は、廃止申請書を提出するのではなく、活動期間の変更について、交付決定内容の変更申請書を提出し、変更について承認を受けることにより、実際に活動を行った期間に要した経費について助成を受けることは可能です。